

議案第3号

関市手数料徴収条例の一部改正について

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月19日提出

関市長 山下清司

提案理由

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市手数料徴収条例の一部を改正する条例

関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の部1の項中「第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「戸籍謄抄本交付手数料」を「戸籍謄抄本等交付手数料」に改め、同部2の項中「第10条第1項若しくは」を「第10条第1項又は」に改め、同部6の項中「事務」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、同項単位の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものを」を加え、同項を同部8の項とし、同部5の項中「又は法」を「、法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「戸籍証明書交付手数料」を「届出受理証明書等交付手数料」に改め、同項を同部7の項とし、同部4の項中「第12条の2」の次に「において準用する法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同項を同部5の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>6 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700円</p>
--	----------------------------	-------------------------	-------------

<p>籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
---	--	--	--

別表1の部3の項中「第12条の2」の次に「において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を、「第120条第1項」の次に「若しくは第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって作成された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、「除籍謄抄本交付手数料」を「除籍謄抄本等交付手数料」に改め、同項を同部4の項とし、同部2の項の次に次のように加える。

<p>3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>400円</p>
--	----------------------------	-------------------------	-------------

<p>の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この部において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
---	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。